

遺言・相続 弁護士費用一覧

サポートプラン	サポート内容	料金
遺言書作成	自筆証書遺言（※1）	遺産の額が2000万円以下の場合 作成手数料 5万円（税込5万5000円） 事務手数料 3万5000円（税込3万8500円）（※5）
		遺産の額が2000万円以上の場合 作成手数料 10万円（税込11万円） 事務手数料 3万5000円（税込3万8500円）（※5）
	公正証書遺言（※2）	遺産の額が2000万円以下の場合 作成手数料 5万円（税込5万5000円） 事務手数料 3万5000円（税込3万8500円）（※5）
		遺産の額が2000万円以上の場合 作成手数料 10万円（税込11万円） 事務手数料 3万5000円（税込3万8500円）（※5）
遺産分割協議書作成	相続人が10名未満	作成手数料 10万円（税込11万円） 事務手数料 3万5000円（税込3万8500円）（※5）
	相続人が10名以上	作成手数料 15万円（税込16万5000円） 事務手数料 3万5000円（税込3万8500円）（※5）
成年後見人選任 申立書作成	裁判所に提出する成年後見人選任申立書一式を作成します	作成手数料 15万円（税込16万5000円） 事務手数料 3万5000円（税込3万8500円）（※5）
遺言執行サポート	遺言執行人に指定された方の代理人として遺産を分配します	20万円（税込22万円）＋金融機関法人数×3万円（税込3万3000円）＋遺産評価額の3%（※3） 事務手数料 3万5000円（税込3万8500円）（※5）
相続手続代行 バック	相続財産の価額が500万円以下	25万円（税込27万5000円）
	相続財産の価額が500万円超～5000万円以下	価額の1.2%+19万円（税込20万9000円）
	相続財産の価額が5000万円超～1億円以下	価額の1.0%+29万円（税込31万9000円）
	相続財産の価額が1億円超～3億円以下	価額の0.7%+59万円（税込64万9000円）
	相続財産の価額が3億円以上	価額の0.4%+149万円（税込163万9000円）
	事務手数料	3万5000円（税込3万8500円）（※5）
調査サポート	財産調査	手数料 5万円～20万円（税込5万5000円～22万円）
	相続人調査	事務手数料 3万5000円（税込3万8500円）（※5）
検認サポート	検認申立書の作成・提出	
	必要書類（戸籍謄本等）の収集	報酬 10万円（税込11万円）
	検認日の出頭	事務手数料 3万5000円（税込3万8500円）（※5）
	証明書の取付	
相続放棄サポート	相続放棄のお手伝いをします	○定型の場合 着手金 10万円（税込11万円） （なお、同一の被相続人について、2名以上相続放棄される場合、2名以降1名につき7万5000円（税込8万2500円）） ※申述残存期間が1か月以内しかない場合、上記着手金に加え、1名あたり5万円（税込5万5000円） ○非定型の場合 （債権者からの通知により初めて自身が相続人であると思った場合など） 着手金 10万円（税込11万円） （なお、同一の被相続人について、2名以上相続放棄される場合、2名以降1名につき7万5000円（税込8万2500円）） ※申述残存期間が1か月以内しかない場合、上記着手金に加え、1名あたり5万円（税込5万5000円） ※相続発生から3か月以上経過している場合、上記着手金に加え、5万円（税込5万5000円） （なお、同一の被相続人について、2名以上相続放棄される場合、2名以降1名あたり3万円（税込3万3000円）） 報酬金 1人あたり10万円（税込11万円） ○事務手数料（定型・非定型共通）（※5） ・ご依頼者より申述に必要な戸籍をすべてご提供いただける場合 2万円（税込2万2000円） （なお、複数名でのご依頼の場合、1名につき2万円（税込2万2000円）、2名以降1名につき5000円（税込5500円）） ・当事務所で相続人調査を行う場合 3万5000円（税込3万8500円） （なお、複数名でのご依頼の場合、1名につき3万5000円（税込3万8500円）、2名以降1名につき1万円（税込1万1000円））
	相続放棄に関する法律相談バック （相続放棄の手続が終わるまで）	4万円（税込4万4000円）
遺産分割協議の 代理サポート	協議の場合	着手金 30万円（税込33万円）（※4） ただし、業務時間10時間まで。超過分は1時間につき2万円（税込2万2000円） 事務手数料 3万5000円（税込3万8500円）（※5） 報酬金（※6） ・得られた経済的利益が3000万円以下の場合 経済的利益の15%+30万円（税込33万円） ・得られた経済的利益が3000万円を超え3億円以下の場合 経済的利益の10%+150万円（税込165万円） ・得られた経済的利益が3億円を超える場合 経済的利益の5%+1815万円（税込1650万円）
遺産分割協議の 代理サポート	調停・審判の場合	着手金 30万円（税込33万円）（※4） 期日当日 1期日につき3万円（税込3万3000円） 事務手数料 3万5000円（税込3万8500円）（※5） 報酬金（※6） ・得られた経済的利益が3000万円以下の場合 経済的利益の15%+30万円（税込33万円） ・得られた経済的利益が3000万円を超え3億円以下の場合 経済的利益の10%+150万円（税込165万円） ・得られた経済的利益が3億円を超える場合 経済的利益の5%+1815万円（税込1650万円）
遺産分割協議 バックアップ	遺産分割協議について代理業務以外の業務をサポートします	着手金 10万円（税込11万円） 報酬金 10万円（税込11万円） 事務手数料 3万5000円（税込3万8500円）（※5） 月額 1万5000円（税込1万6500円）
遺産分割サポート	遺産分割の協議書がある、または調停が成立した後の事務手続をサポートします	5万円（税込5万5000円）＋金融機関法人数×3万円（税込3万3000円）＋遺産評価額の3%（※3） 事務手数料 3万5000円（税込3万8500円）（※5）

遺留分減殺請求 サポート	遺留分侵害請求等をする請求者側	着手金 A.着手金なしプラン 交渉：無料 調停：無料 訴訟：無料 B.着手金ありプラン（※7） 交渉：20万円（税込22万円）（5時間まで。超過分は1時間につき2万円（税込2万2000円）） 調停：30万円（税込33万円）（4期日まで。超過分は1期日につき3万円（税込3万3000円）） 訴訟：30万円（税込33万円）（4期日まで。超過分は1期日につき3万円（税込3万3000円）） 事務手数料 交渉：3万5000円（税込3万8500円） 調停：3万5000円（税込3万8500円） 訴訟：3万5000円（税込3万8500円） 報酬金 得られた経済的利益（※8）により、 ・得られた経済的利益が3000万円以下の場合 経済的利益の15% + 30万円（税込33万円） ・得られた経済的利益が3000万円を超え3億円以下の場合 経済的利益の10% + 150万円（税込165万円） ・得られた経済的利益が3億円を超える場合 経済的利益の5% + 1815万円（税込1650万円）
調停・裁判サポート	自筆証書遺言無効訴訟	着手金 40万円（税込44万円） 報酬金 40万円（税込44万円）+10% 事務手数料 3万5000円（税込3万8500円）（※5）
	公正証書遺言無効訴訟	着手金 50万円（税込55万円） 報酬金 50万円（税込55万円）+10% 事務手数料 3万5000円（税込3万8500円）（※5）
	寄与分を定める処分調停申立（※8）	着手金 10万円（税込11万円） 報酬金 10万円（税込11万円） 事務手数料 3万5000円（税込3万8500円）（※5）
	その他（不当利得返還など、預貯金を不当に払い戻されている事案等）	着手金 40万円（税込44万円）～ 事務手数料 3万5000円（税込3万8500円）（※5）

- ※1 自筆証書遺言作成の場合、ご希望があれば、遺言書の保管を年額4800円にて承ります（信託銀行に遺言作成を依頼した場合、保管費用は年額5000円～6000円程度かかります）。
- ※2 公正証書遺言作成の場合、立会人2名分（弁護士と当事務所の事務職員1名が立ち会います）の日当と公証人への報酬が別途必要となります。なお、弁護士の日当は1時間2万円（税込2万2000円）、事務職員の日当は1時間5000円（税込5500円）となります。
- ※3 ただし、単なる不動産の相続登記手続き分は遺産評価額に参入しません。
- ※4 原則としてご依頼者様おひとりごとに上記着手金が必要になります。
- ※5 ご依頼者様おひとりごとに上記事務手数料が必要になります。
- ※6 得られた経済的利益とは、交渉、調停、審判（又は訴訟）の結果、最終的にご依頼者様が取得した財産の合計額となります。
ただし、不動産や有価証券などの評価を伴う財産については、相手方との間で決定した評価額を元に算定します。
なお、相手方との間で評価額を明確に決定しなかった場合は、最終的にご依頼者様が取得した時点での市場価格を元に算定します。
また、経済的利益の額は、ご依頼者様おひとりごとに計算します。
なお、経済的利益から算出した報酬額が最低成功報酬（30万円）を下回る場合は、30万円（税込33万円）を報酬金といたします。
- ※7 なお、報酬は目安であり、実際のご相談の時に具体的な額を見積りさせていただきます。
- ※8 得られた経済的利益とは、交渉、調停、審判（又は訴訟）の結果、最終的にご依頼者様が取得した財産の合計額となります。
ただし、不動産や有価証券などの評価を伴う財産については、相手方との間で決定した評価額を元に算定します。
なお、相手方との間で評価額を明確に決定しなかった場合は、最終的にご依頼者様が取得した時点での試乗価格を元に算定します。
また、経済的利益の額は、ご依頼者様おひとりごとに計算します。
なお、経済的利益から算出した報酬額が最低成功報酬（30万円）を下回る場合は、60万円（税込33万円）を報酬金といたします。
- ※9 遺産分割の調停申立てを同時に依頼いただく場合